

4 次選定条件について

1 本条件設定の位置付け

(1) 調査対象地（1次）抽出（115箇所）

- 敷地面積、埋立容量、地形条件、取付道路距離、住居からの距離からなる抽出要件を設定。
- 管理型最終処分場の立地を回避すべき地域を、法律で定められた土地利用規制等の条件を勘案して設定。

(2) 2次選定（39箇所）

- 次の視点により評価を行い、管理型最終処分場の立地に相応しくない地域を含んでいる箇所を除外。
 - ① 自然環境の保全（希少動植物生息地等）
 - ② 災害の防止（活断層）
 - ③ 生活環境の保全（上水道水源、文教施設、厚生施設、観光資源等との位置関係）
 - ④ 土地利用への配慮（農業農村整備事業、既定の開発計画、国有林（保安林））

(3) 3次選定（10箇所）

- 以下の客観的基準により評価した後、相対的な評価により立地に適した箇所を選定。
 - ①客観的評価項目
 - ア アクセス上の障害事象
 - イ 地域文化の保護
 - ②相対的評価項目
 - ア 放流想定河川までの距離
 - イ 排出重心からの距離

(4) 4次選定条件

- 現地調査により景観・地質等を評価した後、除外されなかった調査対象地について、相対評価項目で評価する。その結果と、3次選定までに行った評価項目を踏まえて総合評価を行う。
 - ①現地調査
 - ②相対的評価項目
 - ア 放流先河川の利水状況
 - イ 運搬車両の通行による影響
 - ウ 建設費
 - エ 維持管理費
 - オ 埋立区域の拡張可能性
 - ③総合評価

2 4次選定条件の説明

(1) 現地調査（景観・地質等）

1次抽出で地すべり危険地域や急傾斜地等の規制区域は除外しているが、実際に現地調査を行って、地滑りや崩壊等の可能性の有無等を判断する必要がある。また、景観についても調査し、設定した指標に基づき評価する。

<評価指標>

「×」⇒地滑りや崩壊等の可能性が高く回避できない

「○」⇒現状では崩壊等の可能性があるが工事で回避できる。また、景観を損ねる

「◎」⇒地滑りや崩壊等の危険性はない

<指標の考え方>

地滑りや崩壊等の可能性があり危険を回避できない場所である場合には「×」評価を設定し選定から除外する。地滑りや崩壊等の危険性はない場合はプラス評価する。なお、景観については観光地等の人が集まる場所から直接眺望でき、景観を損ねる場合は「○」評価とする。

(2) 相対的評価項目

① 放流先河川の利水状況

漁業や農業へ影響を及ぼすような放流水を排出することはないものの、放流河川の漁業権の設定や、農業用水への利用状況を調査し、設定した指標に基づいて評価する。

<評価指標>

「○」⇒漁業権や農業用水としての利用がある。

「◎」⇒漁業権や農業用水としての利用がない。

<指標の考え方>

3次選定において想定した放流先河川を対象とし、漁業権や農業用水への利用状況を評価する。下流域は他の1級河川に合流して水量が増加するまでの範囲とする。漁業権や利水がない場合はプラス評価する。

② 運搬車両の通行による影響

廃棄物の搬入のため大型車輛の往来が増加することから、周辺の道路状況を調査し、周辺への影響度合いを設定した指標に基づいて評価する。

<評価指標>

「○」⇒周辺の住宅への影響が懸念される。

「◎」⇒現状とほとんど変化がなく影響は少ない。

<指標の考え方>

複数の経路の確保可能性、施設稼働後の交通量の増加率等を考慮のうえ、現状との変化が少ない場合はプラス評価する。

③ 建設費

調査対象地の地形を考慮した配置案を作成したうえで、処分場・浸出水処理施設・放流先までの放流管・搬入道路・その他付帯施設の概算事業費を算出して、設定した指標に基づいて評価する。

<評価指標>

「○」⇒整備単価がいわてクリーンセンターより高くなる

「◎」⇒いわてクリーンセンターと同等もしくは安くなる。

<指標の考え方>

下記④と合わせて評価する。

④ 維持管理費

処分場・浸出水処理施設・放流管・搬入道路・その他付帯施設について、人件費を含む施設を廃止するまでの維持管理費を算出して、設定した指標に基づいて評価する。

<評価指標>

「○」⇒整備単価がいわてクリーンセンターより高くなる

「◎」⇒いわてクリーンセンターと同等もしくは安くなる。

<指標の考え方>

建設費と維持管理費等の合計と計画受入量から算定した整備単価が、「いわてクリーンセンター」の実績と比較して安価となる場合はプラス評価する。

なお、下水道放流等の複数の施設設計が想定される場合は複数の評価を行う。

⑤ 埋立区域の拡張可能性

最低でも2期分（1期分66万 m^3 ）の埋立容量の確保を目指しているが、より多くの容量が確保可能な調査対象地を選定することが望ましいことから、何期分の埋立容量が確保できるかを、設定した指標に基づいて評価する。

<評価指標>

「○」⇒2期分

「◎」⇒3期分以上

<指標の考え方>

処分場用地の確保は困難であることから、3期分以上の容量が確保できる場合はプラス評価する。

(3) 総合評価

現地調査結果で「×」評価となった調査対象地を除いて、相対的評価項目・3次選定までの評価項目を総合的に評価し整備候補地を決定する。

なお、仮に同一市町村に複数の調査対象地が存在する場合は、1箇所のみを選定することとする。